

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二一〇

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「南児童相談所」の下に、「朝霞児童相談所」を加える。

附則第七項中「及び第五条」を「及び第五条第一項」に、「週休日」を「週休日、勤務時間条第三條第三項及び勤務時間条第五條第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。